諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成28年3月1日(平成28年(行個)諮問第37号)

答申日:平成29年9月4日(平成29年度(行個)答申第85号)

事件名:本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開

示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成27年11月17日付け神個開第27-331号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

法14条2号,3号イ,7号によりそれぞれマスキング処理により不開示とされた箇所については、業務により精神障害等の被害をうけた立場と理由により、全部開示すべきである。

(2) 意見書

私個人としては、諮問庁の理由説明書の考え方に疑問や不服があります。

理由は、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示するとありますが、現状では、たとえ一部を新たに開示されたとしても、特定労働基準監督署の署長及び調査を担当した特定職員名に対して、本当に適正に実地調査がなされたのか、強い不信感があり、なので全開示でなければ困ります。

また、現状での部分開示に至っては、何が何だか全然こちら側では判 読ができず、何の理解も判断も提出された部分開示資料からは読み取る ことができないからであります。諮問庁はしきりに私からみて加害者側 である企業やスタッフ関係者の権利ばかりの擁護を唱えますが、被害者 である私には、到底納得できるものではありません。

誰のおかげで鬱病を発病し、精神障害者になり、28年半も勤続した 会社を辞めざるを得なかったのか。その後の生活は困窮し、妻や子供の 養育や教育まで多大な影響を与えているのか考慮してみてください。

私は下記によって鬱病を発症し、それが原因で今でも苦しんでいます。

- ア 企業で上司からパワハラを受けたこと
- イ 企業で上司から長期において長時間にわたるサービス残業を強要されたこと
- ウ 先輩や同僚からいじめ、嫌がらせを受けたこと
- エ 上司や先輩から暴行を受けたこと
- オ 上司からしつこく退職を強要されたこと

それら全ては犯罪ではないかと私は考えています。

日本の行政は私からみて加害者ばかりをなぜ助けるのでしょうか。

被害者の権利は守られないのでしょうか。

また、特定労働基準監督署の署長及び担当者の特定職員名の調査はずさんではないかどうか、私には知る権利があると思います。

ここで得られた情報を悪用することは絶対にありません。ただただ, 行われた調査内容の真実が知りたいだけです。

その権利も被害者である私にはあると思います。

私個人としては、ここで行われた調査内容が仮にずさんだった場合には、一体誰が責任を取って頂けるものか知りたいものです。

それとも訴訟を起こさないと、日本の行政は真実を教えてくれないの でしょうか。

何も私からみて加害者である企業やスタッフ関係者の権利ばかりを擁護するのではなく、どうか被害者に正義の光を当ててください。

何も後ろめたいことがなければできるはずです。

最後に、どうか全開示して頂けますよう、情報公開・個人情報審査会 の方々のご配慮を賜れれば幸いです。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成27年10月2日付けで、処分庁に対して、法1 2条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準 監督署が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した 実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成27年11月17日付け神個開第27-331号により原処分を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、 平成27年12月1日付け(同月2日受付)で審査請求を提起したもの である。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、開示理由として新たに、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで、特定労働基準 監督署が、審査請求人の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に 作成した実地調査復命書及び添付資料一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の2、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、19の①、22の①、27の①、28の①、32の①、33の①、34の①、36の②、37、38の①及び39の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- (イ)別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の1の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、38の②及び40の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号19の②、20、21、2

2の②,24の①,25,26の①,27の②,28の②,32の②,33の②,34の②,35の①及び36の①の不開示部分は,特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、24の②、26の②、28の③、30、31、35の②、36の②及び40の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、8 の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の ②、15の②、16の②、17の②、38の②及び40の①の不開 示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行 うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。こ れらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利 利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたとこ ろである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更

し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、 別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報につ いては、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持し て不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年3月1日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同年4月5日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成29年6月29日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,本件対象保有個人情報の見分及び審議

審議

⑥ 同年8月31日

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準 監督署長が、私の休業補償給付請求に係る不支給決定を行う際に作成した 実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具 体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号40に記録された保有 個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号 イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、 審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の 一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を 維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分し た結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情 報該当性について、以下、検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の6欄に掲げる部分)について
 - ア 通番3及び通番53について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に 規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人 を識別することができるものに該当する。

当該医師の署名については、原処分において開示しており、また、 当該医師の印影については、審査請求人が提出した休業補償請求書 に押印されているものと同一の印影と認められる。そのため、いず れも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号 ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番25,通番31,通番40及び通番41について

通番25は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際に所属していたグループの労働者数であり、通番31は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際の役員の役職及び氏名であり、通番40及び通番41は、審査請求人がかつて特定事業場に勤務していた際に所属していたグループ名及びそのグループが所属する部門名並びに審査請求人が所属していたグループの職員氏名及び審査請求人の直属の上司の氏名であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべき である。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番4, 通番6, 通番8, 通番10, 通番12, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20及び通番22については、いずれも特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名, 役職, 住所及び生年月日であり, 通番24は, 資料を特定労働基準監督署に提出した特定事業場の担当者の職氏名及びメールアドレスであり, 通番35, 通番37, 通番42及び通番44は, 審査請求人以外の第三者の氏名, 署名又は印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(イ)通番28及び通番56は、医師の印影であり、通番46及び通番 54は、審査請求人以外の第三者の署名又は印影であり、それぞれ 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情 報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が 知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認めら れないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口 及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別 部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア)通番1,通番25(印影を除く。)及び通番58は、特定事業場の労働者数であり、通番31,通番34,通番40(印影を除く。)及び通番41(印影を除く。)は、特定事業場の組織図やその連絡先、各組織でのパート労働者の人数等であり、通番39は、審査請求人の考課履歴であり、通番49は、勤務管理システムのアドレス番号である。

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これが開示されると人材確保の面等について特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ)通番25(印影部分),通番26,通番27,通番29,通番3 0,通番32,通番33,通番36,通番38,通番40(印影部分),通番41(印影部分),通番43,通番45,通番47,通 番48及び通番50は、特定事業場の印影又は労働組合の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状をしているものと認められ、これらを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることと認められることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア)通番51は、審査請求人以外の第三者の氏名及び特定事業場がそこで勤務する労働者ごとに規定した社員番号であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イに ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)通番52は、審査請求人の人事考課の記録に関する部分である。 当該部分は、審査請求人が知り得えない人事管理情報であり、こ れが開示されると、一般に公にしていない特定事業場での人事評価の方法や人員配置の運営の方法など労務管理の詳細が明らかになり、特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について
 - (ア) 通番2及び通番57について
 - a 通番2のうち,5頁ないし10頁,13頁及び16頁ないし18頁の「調査結果」欄の職氏名の記載部分は,特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人に関する記載であり,それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当し,審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから,同号ただし書イに該当せず,同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また,当該部分は個人識別部分であることから,法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

b 通番2のうち24頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄は、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。 c その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、特定労働基準監督署の担当官に対して提出した審査請求人以外の第三者の意見であり、これらを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)通番55について

a 当該部分のうち、審査請求人以外の第三者の氏名に関する部分については、特定事業場の産業医が聴取した審査請求人以外の個人に関する記載であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

b その余の部分については、特定事業場の産業医が、審査請求人 以外の第三者から聴取した内容、特定事業場の労務管理に関する 情報、産業医の判断内容などの特定事業場の内部管理情報である。 当該文書は、特定事業場が、特定労働基準監督署の担当官に対 して提出したものであり、こうした内部管理情報を開示すると 事業場の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係 を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認 定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ る。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番5, 通番7, 通番9, 通番11, 通番13, 通番15, 通番 17, 通番19, 通番21及び通番23について a 通番 5 , 通番 7 , 通番 1 1 , 通番 1 5 及び通番 1 7 のうち , 被 聴取者の署名及び印影の部分については , 法 1 4 条 2 号本文前段 に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって , 特定の 個人を識別することができるものに該当し , 同号ただし書イない しいに該当する事情も認められない。また , 当該部分は個人識別 部分であり , 法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

b 通番11,通番15及び通番17のうち、聴取場所の部分については、被聴取者の氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分を開示すると、当該被聴取者を推認し得る可能性があることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

- c その余の部分については、特定労働基準監督署の担当官が審査 請求人以外の個人から聴取した内容又は労働基準監督署の担当官 の求めに応じて、審査請求人以外の第三者から提出された資料で あり、上記(ア) c と同様の理由により、法14条7号柱書きに 該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とするこ とが妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、 特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、神 奈川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審 査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事 件について、神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査 請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、 審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対し て、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別表

1	2 対	3	4 原処分において不開示	5	不開	開示情	6 開示すべ
	象 文 書		とされている部分	報			き部分
文	名	通		(污	去 1 4	4条該	
書		番		当是	子)		
番				2	3	7号	
号				号	号	柱書	
					1	き	
1	精 神 障	1	①1頁「労働者数」欄の記		\circ		
	害の業		載,16頁「認定事実」欄				
	務起因		2行目32文字目及び33				
	性判断		文字目並びに21頁65行				
	のため		目42文字目及び43文字				
	の調査		目				
	復命書	2	②2頁「事案の概要(認定	0		\circ	
			した事実)」欄8行目29				
			文字目ないし9行目20文				
			字目及び14行目5文字目				
			ないし15行目40文字				
			目,3頁「具体的出来事」				
			欄2段目11行目30文字				
			目ないし13行目7文字				
			目,5頁「調査結果」欄1				
			行目ないし5行目,15行				
			目ないし19行目及び26				
			行目ないし最終行, 6頁				
			「調査結果」欄4行目及び				
			5 行目, 9 行目ないし11				
			行目, 7 頁「調査結果」欄				
			1行目ないし最終行,8頁				
			「調査結果」欄1行目ない				
			し最終行, 9頁「調査結				
			果」欄1行目ないし最終				
			行,10頁「調査結果」欄				
			1行目ないし最終行,「認				
			定事実」欄5行目32文字				
			目ないし6行目最終文字,				

	11百「目伏协山故事、墹	
	11頁「具体的出来事」欄	
	1段目10行目22文字目	
	ないし12行目24文字	
	目,13頁「調査結果」欄	
	1行目ないし最終行,「認	
	定事実」欄3行目17文字	
	目ないし4行目38文字	
	目,16頁「調査結果」欄	
	│ │ │ 1 行目ないし最終行,17	
	頁「調査結果」欄1行目な	
	│ │ │ いし最終行,18頁「調査	
	結果」欄1行目ないし最終	
	行,20頁「専門医の意	
	見」欄64行目12文字目	
	ないし66行目17文字目	
	及び67行目35文字目な	
	いし70行目14文字目,	
	2 1 頁 2 2 行目 4 9 文字目	
	ないし24行目2文字目及	
	び26行目3文字目ないし	
	50文字目並びに24頁	
	「事業場(所属部署)内に	
	おける当該労働者の位置づ	
	け」欄の不開示部分(請求	
	人に係る部分及び様式部分	
	を除く。)	
	③ 1 6 頁「認定事実」欄 2	新たに開示
	行目31文字目及び34文	
	字目,21頁65行目41	
	文字目及び44文字目,2	
	4頁「事業場(所属部署)	
	内における当該労働者の位	
	置づけ」欄のうち様式部分	
	の括弧内の4行の記載及び	
	「請求人の左にある○印	
	欄」,24頁「事業場以外	
	における当該労働者との相	

			関図(家族・友人等)」欄				
			の不開示部分並びに25頁				
			「(労働時間の推計方				
			法)」欄の3行目32文字				
			俎 / 」				
				_			
2	休業補	3	1 頁医師印影部分	\circ			全て開示
	償請 求						
	書等						
3	聴取書		_				
	1						
4	聴取書		_				
	2						
5	聴取書		_				
	3						
6	電話聴		_				
	取書①						
7	電話聴		_				
	取書②						
8	聴取書	4	①1頁3行目3文字目ない	0			
	4		し最終文字、4行目3文字				
			目ないし最終文字, 5 行目				
			7 文字目, 8 文字目, 1 0				
			文字目,12文字目,13				
			文字目,16文字目,17				
			文字目				
		5	②1頁8行目ないし4頁1	0		0	
			3行目(項番を除く。)				
			3 1 頁 5 行目 5 文字目, 6	空丘 か	<u> </u> こに身	 된 군	
			文字目,9文字目,11文	和八	_ ()	り小	
			字目				
			字目,18文字目及び19 文字目				
9	聴 取 書	6	スチョ ① 1 頁 2 行目 3 文字目ない	\bigcirc			
3		6					
	⑤		し最終文字、3行目3文字				
			目ないし最終文字、4行目				
			3 文字目ないし最終文字,				
			5 行目7 文字目,8 文字				

			目,10文字目,12文字			
			目, 1 3 文字目, 1 6 文字 			
			目,17文字目			
		7	②1頁8行目ないし4頁1			
			8行目(項番を除く。)			
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6	新た	に開示	
			文字目,9文字目,11文			
			字目,14文字目,15文			
			字目、18文字目及び19			
			文字目			
1	電話聴	8	①1頁2行目3文字目ない	0		
0	取書③		し最終文字, 3行目3文字			
			目ないし最終文字、4行目			
			7 文字目, 8 文字目, 1 0			
			文字目,12文字目,13			
			文字目,16文字目,17			
			文字目			
		9	②1頁7行目ないし16行	0	0	
			目(項番を除く。)			
			③ 1 頁 4 行目 5 文字目, 6	新た	 に開示	
			文字目,9文字目,11文			
			字目,14文字目,15文			
			字目、18文字目及び19			
			文字目			
1	聴取書	1	① 1 頁 2 行目 3 文字目ない	0		
1	6	0	し最終文字、3行目3文字			
			目ないし最終文字、4行目			
			3字目ないし最終文字,5			
			行目7文字目,8文字目,			
			10文字目,12文字目,			
			13文字目,16文字目,			
			1 7 文字目			
		1	②1頁6行目11文字目な	0	0	
		1	いし20文字目及び8行目			
		-	ないし3頁20行目(項番			
			を除く。)			

			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6	新た		
				7/1/		
			字目, 14文字目, 15文			
			字目, 1 8 文字目及び 1 9			
			文字目 文字目			
1	電話聴	1	ステロ ① 1 頁 2 行目 3 文字目ない	\bigcirc		
2	取書④	2	し最終文字、3行目3文字			
	双音色	۷	し取べく子, 311日3 文子 目ないし最終文字, 4 行目			
			3 文字目ないし最終文字,			
			目、10文字目、12文字			
			目,13文字目,16文字			
			目,17文字目			
		1	②1頁8行目ないし19行	0		
		3	目(項番を除く。) 			
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6	新た	に開示	
			文字目,9文字目,11文			
			字目,14文字目,15文			
			字目、18文字目及び19			
			文字目			
1	聴取書	1	①1頁2行目3文字目ない	\circ		
3	7	4	し最終文字、3行目3文字			
			目ないし最終文字、4行目			
			3文字目ないし最終文字,			
			5 行目 5 文字目, 6 文字			
			目,8文字目,10文字			
			目,13文字目,14文字			
			目			
		1	②1頁6行目11文字目な	0	0	
		5	いし20文字目及び8行目			
			ないし4頁2行目(項番を			
			除く。)			
			③ 1 頁 5 行目 7 文字目, 9	新た	└──	
			文字目, 11文字目, 12			
			文字目、15文字目及び1			
			6文字目			
			- / ,			1

	u± == ==	_	● 1 = 0 <= □ 0 + + = □ + · ·				
1	聴取書	1	①1頁2行目3文字目ない	0			
4	8	6	し最終文字、3行目3文字				
			目ないし最終文字, 4 行目				
			3 文字目ないし最終文字,				
			5 行目 7 文字目, 8 文字				
			目,10文字目,12文字				
			目,13文字目,16文字				
			目,17文字目				
		1	②1頁6行目10文字目な	\circ		\bigcirc	
		7	いし19文字目及び8行目				
			ないし4頁9行目(項番を				
			除く。)				
			③ 1 頁 5 行目 5 文字目, 6	新た	こに開	示	
			文字目,9文字目,11文				
			字目,14文字目,15文				
			字目、18文字目及び19				
			文字目				
1	電話聴	1	①1頁2行目3文字目ない	0			
5	取書⑤	8	し最終文字, 3行目3文字				
			目ないし最終文字、4行目				
			3 文字目ないし最終文字,				
			5 行目11文字目及び12				
			文字目				
		1	②1頁8行目ないし2頁1	0		\bigcirc	
		9	7行目(項番を除く。)				
			③1頁5行目5文字目ない	新た	こに開	示	
			し10文字目,13文字目				
			及び14文字目				
1	電話聴	2	①1頁2行目3文字目ない	0			
6	取書⑥	0	し最終文字、3行目3文字				
			目ないし最終文字				
		2	②1頁6行目ないし8行目	0		\bigcirc	
		1	(項番を除く。)			-	
1	電話聴	2	①1頁2行目3文字目ない	0			
7	取書⑦	2	し最終文字、3行目3文字				
	1		目ないし最終文字				
L			1	1			

2 ②1頁6行目ないし17行 ○ 3 目(項番を除く。) 1 労災保 8 険給付 請求に 係る資料の提出について(依頼) (いて((等 (
1 労災保 - 8 険給付請求に係る資料の提出について(依頼)	
8 険給付請求に係る資料の提出について(依頼)	
請求に 係る資 料の提 出につ いて(依頼)	
係る資 料の提 出につ いて(依頼)	
料 の 提 出 に つ い て (依 頼)	
出 に つ い て (依 頼)	
いて (依頼)	
依頼)	
1 労災保 2 ①2頁「4.本件に関する ○	ļ
9 険給付4 弊社窓口」1行目9文字目	
請 求 に ないし最終文字, 2 行目 3	
係 る 資 6 文字目ないし最終文字,	
料の提 3頁「1.提出資料」10	
出につ 行目1文字目ないし最終文	
いて等 字、「2.本件に関する弊	
社窓口」1行目9文字目な	
いし最終文字、2行目36	
文字目ないし最終文字	
2 ②1頁印影部分及び「提出 ○ 請求人所	斤属
5 資料」欄の人数に係る記述 グループ	゜の
のうち、具体的数字の記載 人 員 に 闘	目す
部分、2頁印影部分、3頁 る不開え	市部
印影部分 分	
2 請求人 2 1 頁印影部分 〇	
0 履歴書 6	
等	
2 請求人 2 印影部分全て 〇	
1 給 与 情 7	
報等	
2 健康診 2 ①1頁ないし3頁医師印影 ○	
2 断結果 8 部分	
票 2 ② 1 頁法人印影部分 〇	
9	

2	人 4 安								
2	会社案		_						
3	内①								
2	職制表	3	①1頁及び14頁の事業場		0				
4	等	0	印影部分						
		3	② 2 頁ないし1 4 頁の不開		\circ		2	頁の	役 職
		1	示部分				及	び氏	名欄
			③1頁の事業場印影部分を	新力	こに見	昇示			
			除く不開示部分						
2	会社沿	3	1 頁印影部分		0				
5	革	2							
2	従業員	3	① 1 頁印影部分		0				
6	内訳表	3							
		3	②不開示部分全て(①を除		0				
		4	<)						
2	規程等	3	① 6 0 頁個人印影部分	0					
7	1)	5							
		3	②事業場印影部分及び事業		0				
		6	者代表,労働者代表印影部						
			分						
			③上記①及び②以外の不開	新力	L こにほ	└──── 昇示			
			示部分		_ , _ ,,				
					1	1			
2	採用上	3	1 1 頁常務,役員印影部	\circ					
8	申書等	7	分,取締役氏名部分,9頁						
			「役職・氏名」 2 行目ない						
			し3行目,印影部分						
		3	② 1 頁事業場印影部分, 1		\bigcirc				
		8	0 頁事業場印影部分						
		3	③ 9 頁考課履歴欄		0				
		9	O S J MANAGEMENT INV						
		-	 ④1頁の「取締役」の役職	新力	L こにほ	└─── 昇示			
			記載部分、9頁の役職・氏	יין ועד	_ (_ (13 73 7			
			名の記載のうち、特定会社						
			名						
2	会 社 案		-						
9	大红菜 内②								
J	נא 😉								

_	4□ 4± ±		② 丁明二並八人~ /幻□□★		1 = 0 0 4 0
3	組織表	4	①不開示部分全て(役員職		1頁の2行目
0	1	0	氏名,本人氏名部分を除		(組織表の標
			<.)		題),15行
					目3文字目な
					いし7文字
					目,16行目
					6 文字目ない
					し9文字目,
					17行目11
					文字目ないし
					1 3 文字目,
					1 9 行目 5 文
					字目ないし1
					2 文字目及び
					15文字目な
					いし最終文
					字,
					2頁の1行目
					(組織表標題
					部分), 19
					行目 1 文字目
					ないし5文字
					目,20行目
					1文字目ない
					し12文字
					目,22行目
					1文字目ない
					し 1 5 文字
					目,
					3 頁の 1 行目
					(組織表標題
					部分),21
					行目1文字目
					ないし5文字
					目,22行目
					1文字目ない
					し 1 5 文字
]				

		1	
		目, 2 4 行	▋┃
		1 文字目なり	,١
		し15文5	字
		目,	
		4 頁の 1 行	∄
		(組織表標制	夏
		部分), 2	1
		行目1文字	∄
		ないし5文5	字
		目,22行	∄
		1 文字目なり	,١
		し15文5	字
		目, 2 4 行 [∄
		1 文字目なり	,١
		し15文5	字
		目,	
		5 頁の 1 行	∄
		(組織表標制	夏
		部分), 2	6
		行目1文字	∄
		ないし3文=	字
		目及び103	文
		字目ないし	1
		6 文字目,	2
		7 行目 1 文 5	字
		目ないし4つ	文
		字目, 281	亍
		目1文字目7	ょ
		いし8文字	∄
		及び11文5	字
		目ないし最終	冬
		文字,	
		6 頁の 1 行	∃ │
		(組織表標題	題
		部分), 2	4
		行目1文字	∃ │
		ないし3文 5	字

T		
		目及び10文
		字目ないし1
		6 文字目, 2
		5 行目 1 文字
		目ないし4文
		字目, 26行
		目1文字目な
		いし5文字目
		及び8文字目
		ないし最終文
		字,
		7頁の1行目
		(組織表標題
		部分), 23
		行目1文字目
		ないし5文字
		目及び12文
		字目ないし1
		8 文字目, 2
		4 行目 1 文字
		目ないし4文
		字目及び9文
		字目ないし1
		5 文字目,
		8頁の2行目
		(組織表標題
		部分), 39
		行目1文字目
		ないし8文字
		目,40行目
		1 文字目ない
		し 1 1 文字
		目, 4 6 行目
		1 文字目ない
		し8文字目,
		4 7 行目 1 文
		字目ないし8
1		

						文字目, 50 行目1文字目 ないし2文字 目
			②役員の職氏名・審査請求	新た	に開示	
			人の氏名部分		T	
3	組織表	4	①不開示部分全て(役員職		\circ	3 行目(組織
1	2	1	氏名,本人氏名部分を除			表標題部分)
			<.)			, 3 6 行目 1
						文字目ないし
						38文字目な
						いし41文字
						目ないし最終
						文字,37行
						目
			②役員の職氏名・審査請求	新た	に開示	
			人の氏名部分			
3	規程等	4	① 1 頁「作成」「審査」	\circ		
2	2	2	「承認」欄の氏名記載及び			
			個人印影部分,5頁「作			
			成」「審査」「承認」欄の			
			氏名記載及び個人印影部分		_	
		4	② 1 頁事業場印影部分, 5			
		3	頁事業場印影部分			

			②1百2年ロャルして年	並たに関 ニ
			③ 1 頁 2 行目ないし 6 行	新たに開示
			目、「制定・改訂・確認年	
			月日」欄,版数欄,特定会	
			社名の記載及び特定労働基	
			準監督署の受付印,2頁な	
			いし4頁の不開示事項全	
			て, 5頁2行目ないし6行	
			目,「制定・改訂・確認年	
			月日」欄,版数欄,特定会	
			社名の記載及び特定労働基	
			準監督署の受付印並びに6	
			頁ないし9頁不開示事項全	
			て	
3	規程等	4	① 1 頁「作成」「審査」	0
3	3	4	「承認」欄の氏名記載及び	
			個人印影部分,13頁「作	
			成」「審査」「承認」欄の	
			氏名記載及び個人印影部	
			分, 3 2 頁「作成」「審	
			査」「承認」欄の氏名記載	
			及び個人印影部分、39頁	
			「作成」「審査」「承認」	
			欄の氏名記載及び個人印影	
			部分	
		4	② 1 頁事業場印影部分, 1	0
		5	3頁事業場印影部分,32	
			頁事業場印影部分, 3 9 頁	
			 事業場印影部分	
				** *
			③ 1 頁 2 行目ないし 6 行	新たに開示
			目、「制定・改訂・確認年	
			月日」欄,版数欄,特定会	
			社名の記載及び特定労働基	
			準監督署の受付印、2頁な	
			いし12頁の不開示事項全	
			て, 13頁2行目ないし6	
			行目,「制定・改訂・確認	
			年月日」欄,版数欄,特定	

			会社名の記載及び特定労働	
			基準監督署の受付印, 14	
			国ないし31頁不開示事項	
			全て、32頁2行目ないし	
			6 行目、「制定・改訂・確	
			認年月日」欄,版数欄,特	
			定会社名の記載及び特定労	
			働基準監督署の受付印, 3	
			3頁ないし38頁不開示事	
			項全で、39頁2行目ない	
			切主で、39員と打合ない し6行目、「制定・改訂・	
			確認年月日」欄,版数欄,	
			特定会社名の記載及び特定	
			労働基準監督署の受付印並	
			びに40頁ないし47頁不	
			開示事項全て	
3	時間外	4	①1頁労働者代表印影部分	
4	労働に	6	①「只刀倒省1(我时办即刀	
	関する	4		0
	協定届	7	用者代表印影部分,3頁事	
	等	•	業場印影部分,労働者代表	
	••		印影部分,使用者代表印影	
			部分,4頁事業場印影部	
			分,11頁労働者代表印影	
			部分,使用者代表印影部分	
			③上記①及び②以外の不開	新たに開示
			示部分	
3	勤務管	4	①49頁ないし60頁事業	
5	理表	8	場印影部分	
		4	② 3 8 頁, 4 3 頁, 4 4	0
		9	頁, 49頁ないし52頁,	
			56頁ないし60頁最下部	
			の不開示部分	
			③上記①及び②以外の不開	新たに開示
			示部分	
3	人事考	5	①事業場印影部分	0
6	課表	0		
-				

		_	A T D B // 7 = 7 + 100 -				
		5	②1頁目最終承認者欄,2	0	0		
		1	頁目基準内比例比率の左側				
			の不開示部分、3頁目不開				
			示部分				
		5	③ 1 頁目不開示部分(最終	\circ	0		
		2	承認者欄及び事業場印影部				
			分を除く。)、2頁目考課				
			関係の欄の不開示部分				
3	医師意	5	医師の署名,印影部分	0			全て開示
7	見書①	3					
3	診療力	5	① 1 頁産業医印影部分, 3	0			
8	ード等	4	頁署名部分, 5 頁署名部				
			分,13頁署名部分,15				
			頁署名部分,17頁署名部				
			分,18頁署名,印影部				
			分,19頁印影部分,20				
			頁印影部分,21頁署名部				
			分				
		5	②①を除く不開示部分全て	\circ		\circ	
		5					
3	診療録	5	① 2 6 頁印影部分	\bigcirc			
9		6					
			② 2 5 頁不開示部分	新た	こに関	昇示	
4	医師意	5	① 3 頁 3 3 行目 1 2 文字目	\circ		\circ	
0	見書②	7	ないし4頁1行目30文字				
			目及び4行目6文字目ない				
			し8行目18文字目並びに				
			5頁16行目25文字目な				
			いし18行目18文字目				
		5	②7頁8行目33文字目及		\circ		
		8	び34文字目				
			③7頁8行目32文字目及	新た	こに見	昇示	
			び9行目1文字目並びに8				
			頁の印影部分				
	_		の念は 五米に割抹がたり				

[※] 文書番号35の②は,頁数に誤植があり,当審査会で修正している。